

「出勤時の検温」実施は問題だらけ！

「37.5度以上で私傷病扱い？」はおかしいぞ！

8月18日から各運輸所では「出勤時の検温」が実施されています。これは私たちの要求が一つ実現したのですが、あまりにも当然のことであり“やっと始めた”に過ぎません。しかし、内容は37.5度以上なら就業不可というもので、就業規則には何も規定されていない取り扱いです。職場では社員・組合員から疑問と不満の声が多く出されています。

地本は「団体交渉」を申し入れ！

8月26日、新幹線地本は「出勤時の社員の検温実施」について団体交渉の申し入れを行いました。

会社はこれまで、地本が提出した申1号から6号（JRCP、大井基地、SMT、運転士、車掌、駅係員等の感染に関する）の申し入れに対して、一度も労使協議に臨んでいません。窓口回答でお茶を濁そうとしています。

新型コロナウイルスに関する事柄はこれまでにない新たなものあり、団体交渉を開催し労使でしっかり協議するべきです。